

## 制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

### 1 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

本業務の入札に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 淡路島内3市のいずれかにおいて、入札参加資格者名簿（建設工事（電気通信））に登録されている者であること。
- (2) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を有すること。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（有効期限内）における電気通信工事について、総合評定値（P）が1,000点以上であること。
- (4) 過去に、高機能消防指令センター「Ⅱ型」以上及び消防救急デジタル無線の施工業務を元請けとして受託し、完了した実績を有すること。
- (5) 建設業法第26条第1項及び第2項の規定により、本工事の工種の技術者（継続して3か月以上の雇用関係のある者）を適正に配置できること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (7) 当該入札の入札参加申込書を提出した日から入札の日までの間に、淡路島内3市のいずれかにおいて、入札参加の資格制限又は指名停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 法人は法人税、個人は所得税及び消費税に未納がなく、淡路島内3市の市税に納税義務を有する者については、市税全品目についても未納がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (11) 設計業務受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- (12) 入札参加資格確認書類の提出の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、原則として失格とする。

※ 入札の参加に必要となる許可、施工実績等については、同一経営の本所（本社・本店等）、支所（支社・支店・営業所等）が該当する場合を含む。

※ 配置する技術者は、参加申込を行う事業所に所属していること。

### 2 入札参加申込書等の交付

入札参加申込書等の様式は、淡路広域消防事務組合消防本部 総務課財政係（以下、「入札担当課」という。）において、公告の定めるところにより交付する。

### 3 入札参加の申込

当該入札に参加を希望する者は、公告の定めるところに従い、必要な書類を提出しなければならない。

### 4 入札保証金

免除とする。

### 5 仕様書等の閲覧及び交付

当該入札に係る仕様書等は、入札担当課窓口において、公告の定めるところに従い、閲覧に供する。

### 6 入札に対する質問及び回答

#### (1) 質問

入札に対して質問がある場合は、公告の定めるところに従い、質問書を入札担当課へ電子メールで送信し、送信後、電話により送信の旨を連絡しなければならない。

#### (2) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答は、原則として質問書提出期限の翌日から起算して3日以内（土日・祝祭日を除く。）に入札参加申込者全員に電子メールで送信する。

### 7 入札に関する条件

入札に参加する者は、次の事項を遵守すること。また、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守ること。

(1) 入札者は、入札時刻までに入札会場に入室していること。

(2) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(3) 入札金額は、アラビア数字で表記すること。

(4) 入札者は、仕様書等、契約条項及び現場等を熟知した上で入札しなければならない。

(5) 入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。

(6) 入札者は、入札書を作成して封入し、封書には工事名、宛名、入札者の名称及び代表者の職氏名を表記して、公告に示す日時及び場所において入札担当職員の指示に従って入札箱に投入しなければならない。

(7) 代理者が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には代理者に関する記名押印があること。

(8) 入札書を入札箱に投入した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(9) 入札者は、第1回目の入札に際し、次の要件を備える積算内訳書を提出しなければならない。

- ア 入札書に記載する金額と一致していること。なお、「値引き」の表記は認めない。
- イ 入札者の記名及び押印があること。

## 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、再入札を含め2回とする。
- (2) 再入札は入札日当日に行うこととし、参加対象者は、第1回目の入札に参加し、有効な入札をした者とする。
- (3) 談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

## 9 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加申込書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- (4) 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札
- (6) 積算内訳書を提出しない者又は提出された積算内訳書に不備がある者がした入札
- (7) その他手続等に不備のある入札

## 10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者候補者として決定し、落札者の決定を留保した上で開札を終了する。
- (2) 落札者候補者となるべき同額の入札をした者が2者以上ある場合は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者候補者を決定することとし、くじを引くことを辞退することはできない。また、当該入札をした者がくじを引かない場合は、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 入札担当課から入札参加資格確認書類の提出を求められた落札候補者は、提出を求められた日の翌日から起算して原則として3日以内（土日・祝祭日を除く。）に、次に掲げる書類を持参により入札担当課へ提出しなければならない。
  - ア 施工実績が確認できる契約書の写し等
  - イ 各種税金に滞納のないことを証明するもの（納税証明書の写し等）
  - ウ 配置予定技術者の資格調書（添付書類として、免許等を証する書類の写し等）

エ 配置予定管理技術者の継続雇用を確認できる書類の写し（健康保険証等）

（写しは、直近で取得可能な原本からの写しとすること。）

(4) 落札候補者が入札参加資格確認書類を期限内に提出しない場合、又は入札担当課の指示に応じない場合は、当該落札候補者がした入札は入札参加資格がない者がした入札とみなし無効とする。

(5) 入札担当課は、入札参加資格確認書類が提出された日の翌日から起算して原則として3日以内（土日・祝祭日を除く。）に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、落札者を決定し、落札決定通知書により通知する。

また、入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して書面により通知し、順次、落札候補者の入札参加資格の確認を行う。

なお、落札者とされなかった落札候補者は、書面（様式任意）を持参して、その理由の説明を求めることができる。

## 11 契約の締結

(1) 当該入札において当組合と建設工事請負契約を締結する者は、入札参加申込者とする。

(1) 落札者は、落札決定通知の日から7日以内（土日・祝祭日を除く。）に仮契約書を提出しなければならない。

(2) 落札者の決定後、本契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止若しくは営業停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(3) この契約については、淡路広域消防事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成5年条例第124号）第2条の規定による議会の議決を経た後、本契約を締結する。

## 12 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

## 13 支払条件

(1) 会計年度における支払限度額は次の金額を目安とし、契約締結時に協議のうえ決定する。

- |         |       |                                     |
|---------|-------|-------------------------------------|
|         | 令和6年度 | 契約金額の10%                            |
|         | 令和7年度 | 契約銀額の90%                            |
| (2) 前金払 | 有     | (会計年度における支払限度額の40%以内。ただし1億円を限度とする。) |
| (3) 部分払 | 無     |                                     |

#### 14 その他

- (1) 現場説明会は、実施しない。
- (2) 書類の配布、閲覧、提出、問い合わせなどの受付時間は、淡路広域域消防事務組合の休日を定める条例（平成3年2月21日条例第109号）に定める組合の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く）とする。